

| Aお住いの区域等について（回答者数11名） | | | | | | | |
|--|--|---------|------|------|---|-----|----|
| 公園坂通り沿道土地所有者 | 6名 | 沿道住民 | 1名 | 周辺住民 | 2名 | その他 | 2名 |
| B壁面の位置の制限について | | | | | | | |
| <p>建物の外壁を公園坂通りの道路境界から離す距離を定めることで、道路からの圧迫感を緩和するルールです。なお、まちの現状においては、道路境界から建物の距離は、ほとんどが1.0m未満となっています。また、沿道の土地の東西の高低差を考慮すると、制限を導入することは現実的には困難と考えられます。このことも踏まえ、制限の必要について選択し、理由があれば記入ください。</p> | | | | | | | |
| 制限が必要である | 6名 | 制限は必要ない | 3名 | 無回答 | 2名 | | |
| 主な理由 | <ul style="list-style-type: none"> ・見た目の美しさ ・連続性や開放感 ・防犯上から | | 主な理由 | | <ul style="list-style-type: none"> ・現状で無理がある | | |
| C建物高さの制限について | | | | | | | |
| <p>公園坂通り沿道の建物の最高高さを定め、道路からの良好な景観を形成するルールです。なお、まちの現状においては、沿道にはマンションが複数立地し、建替え時に低くすることが求められるため、制限を導入することは現実的には困難と考えられます。このことも踏まえ、制限の必要について選択し、理由があれば記入ください。</p> | | | | | | | |
| 制限が必要である | 8名 | 制限は必要ない | 2名 | 無回答 | 1名 | | |
| 主な理由 | <ul style="list-style-type: none"> ・手賀沼の見晴らし ・街並みづくり ・新規マンション規制 ・連続性や開放感 | | 主な理由 | | <ul style="list-style-type: none"> ・建替え時に困る | | |
| D敷地面積の最低限度について | | | | | | | |
| <p>敷地の狭小化を予防し、空間のゆとりや良好な住環境を確保するためのルールです。なお、まちの現状においては、既に100㎡以下の狭い敷地もあり、制限を導入することの効果は限定的だと考えられます。このことも踏まえ、制限の必要について選択し、理由があれば記入ください。</p> | | | | | | | |
| 制限が必要である | 5名 | 制限は必要ない | 3名 | 無回答 | 3名 | | |
| 主な理由 | <ul style="list-style-type: none"> ・街並みづくり ・ゆとりある環境 | | 主な理由 | | <ul style="list-style-type: none"> ・土地利用が困難 | | |

Eかき・さくの制限について

道路に面して設けるかきやさくについて、生垣やブロック塀などの構造や高さを制限し、圧迫感や安全性への配慮、緑化による良好な景観を形成するルールです。なお、まちの現状においては、道路と建物の間はほとんど1.0m未満ですが、制限を導入することで、良好な住環境と景観が向上するものと考えられます。このことも踏まえ、制限の必要について選択し、理由があれば記入ください。（制限の内容は複数選択可）

| | | | | | |
|----------|----|-----------------------------------|----|-----|----|
| 制限が必要である | 8名 | 制限は必要ない | 2名 | 無回答 | 1名 |
| 生垣を基本とする | 3名 | | | | |
| 透視可能なさく | 6名 | | | | |
| さくの高さ制限 | 6名 | | | | |
| その他 | 1名 | | | | |
| 主な理由 | | ・ブロック塀倒壊予防 ・街並みづくり ・緑や植物の確保 | | | |

F建築物等の形態又はその他の意匠の制限について

屋外広告物について、大きさや色彩などを制限し、良好な景観を形成するルールです。既に、我孫子市景観条例、我孫子市景観形成基本計画、千葉県屋外広告物条例により規制や誘導が図られていますが、上乗せで制限を導入することで、良好な景観が向上するものと考えられます。このことも踏まえ、制限の必要について選択し、理由があれば記入ください。（制限の内容は複数選択可）

| | | | | | |
|------------|-----|-----------------------|----|-----|----|
| 制限が必要である | 10名 | 制限は必要ない | 1名 | 無回答 | 0名 |
| 貸看板の制限 | 10名 | | | | |
| 屋上広告物の制限 | 9名 | | | | |
| 点滅-動画広告の制限 | 9名 | | | | |
| その他 | 3名 | | | | |
| | | ・公序良俗に反するもの ・独立広告塔 | | | |
| 主な理由 | | ・街並みづくり | | | |

G地区計画の設定すべき区域について（自由意見）

地区計画の制限内容は、設定する区域に適用されます。市では、公園坂通り両側25m（八坂神社から手賀沼公園の区間）と手賀沼公園前のふれあいライン北側25mの区域を検討していますが、ご意見を記入してください。

- ・沿道をもう少し広げた方がよい。
- ・市の計画でよい。

| Hその他ご意見・感想など（自由意見） | |
|---|---|
| いただいた意見等 | 意見等への回答 |
| 地区計画と建築基準法・都市計画法の関係はどのようなものか。（口頭で同様の意見あり。） | 現況では、建築基準法・都市計画法により制限されていますが、地区計画が決定されると上乗せで制限がかかることになりません。 |
| 空き家は市で何か措置や対策ができるのか。（同意見2件） | 地区計画とは別に、市民安全課が策定した我孫子市空家等対策計画に基づき、所有者等に助言・指導等を行っています。（市民安全課回答） |
| 手賀沼近くに郷土資料館があれば、歩く人でにぎわいが生まれると考えられる。 | 地区計画とは別に、公共施設を計画する際は、検討させていただきます。 |
| 既存の建物が立地しており、坂の高低差もあるため、今回のアンケート設問BからEについては、回答が困難だった。 | 既存のまちに地区計画を定める難しさも共有させていただきましたが、今後も土地所有者などの意見を聴きながら検討を進めます。 |
| まちなみの要素として小店舗の誘導が必要である。 | 今回検討している地区計画での建物用途の制限では、小店舗は制限されるものではありません。誘導施策として、別途検討する必要があります。 |
| コンセプトを明確にすれば意見はもっと出てくる。 | 都市計画マスタープランにおいて、コンセプトや将来イメージを示しています。 |
| 口頭でいただいた意見 | |
| いただいた意見等 | 意見等への回答 |
| 地区計画決定された制限は、現在の建物に対しては適用されるのか。 | 建替え時や新たに建築する時に適用されるものですので、決定と同時に制限に合うよう直さなければならないものではありません。 |